

臨床参加型実習の実習指導マニュアル

長野赤十字病院

リハビリテーション科部理学療法課 編

作成日：2019.4.1

更新日：2025.4.1

実習指導マニュアル 目次

1・・・目次

2・・・はじめに

3・・・臨床実習チームの教育体制

4・・・当院における臨床実習の教育環境

5・・・臨床実習の教育目標

6・・・臨床実習計画

7・・・臨床実習に臨むための検査書類および各種誓約書について

8・・・実習スケジュール

9・・・診療参加を促すうえでの要点

10・・・臨床実習の記録

11・・・臨床実習の評価

12・・・臨床教育者の心構え

13・・・臨床実習生の心構え

14・・・ハラスメント防止対策

15・・・当院臨床実習を円滑におこなうための諸規定

16・・・各種書類（様式1～3）

はじめに

臨床参加型実習とは学内教育で学んだ知識や技術を踏まえて、臨床現場にて指導者のもと実体験を通じ、基本的理学療法および理学療法士としての心構えを学ぶ教育の場である。そのため実習生を指導する教育者として、臨床実習の目的や教育および評価手法への理解が必要であり、患者に不利益を生じることなく、教育者、実習生双方に意義ある実習を展開するためのマニュアルである。

臨床実習チームの教育体制

臨床実習生 1 名に対し、主担当教育者を 1 名配置し臨床実習教育を行っていく。当院の勤務体制上、主担当教育者が休日の場合は副担当教育者（主担当教育者チーム）が指導にあたる。（主担当教育者、副担当教育者は臨床実習指導者講習会を受講した者とする）なお、当院では幅広く見学や実体験を得られるように見学実習も行なっているため、理学療法課のみでなく作業療法課、言語聴覚課、訪問リハビリテーション部門も教育者になり得る。

当院における臨床実習の教育環境

当院は 38 科目 680 床の総合病院である。主な診療機能は、救急医療・がん診療・周産期母子医療であり、急性期から慢性期の理学療法を臨床実習において経験することが可能である。過去の臨床実習においては整形外科・脳外科の術後早期や、脳卒中発症早期の理学療法が多く経験できている。

さらに、各種カンファレンスや勉強会への参加も可能であり、理学療法士としてチーム医療の関わりも多く学べる場となっている。

臨床実習の教育目標

専門職としての理学療法士の資質を養う。

患者評価、目標設定、治療計画の立案、治療の実施等の理学療法を経験し発展させる。

医療チームにおける理学療法士の役割と責任を追及するとともに、他の医療スタッフについても理解を深める。

病院・施設の組織をはじめリハビリテーション部門、理学療法部門の運営、管理を学ぶ。

臨床実習計画

実習の形式は診療参加型実習とし、学生には助手として臨床教育者の診療に参加していくだけ。

学生の能力に合わせて、見学（指導者が実施しているところを見せる）、模倣前期（模倣して学生が実施）、模倣後期（学生が実施後に指導）、実施（見守り）と実習内容を変化していく。

各養成校に応じたチェックリスト（学生評価）を用い、実習終了後にフィードバックツールとして学生と確認しながら教育を行なう。

基本的には各学校の実習要綱に応じて教育実習を進めていくが、学生の能力によっては担当教育者の教育方法も反映させていくことも認める。

臨床実習に臨むための検査書類および各種誓約書について

- (1) 当院では、実習生の安全確保、並びに当院の感染対策強化のため、ウイルス抗体価検査報告書の提出を義務付けている（様式 1）
- (2) 病院情報システム利用と個人情報保護に関する誓約書（様式 2）
- (3) 実習開始後に担当患者の実習同意書を頂く（様式 3）

実習スケジュール

①1日のスケジュール

AM

8:25~8:35	清掃
8:35~9:00	朝礼・実習教育者とミーティング
9:00~12:00	臨床実習
12:00~12:30	自習、フィードバック
12:30~13:30	昼休憩

PM

13:30~16:30	臨床実習
16:30~17:00	自習、フィードバック

※各種カンファレンスに関しては実習時間内（17時まで）のみの参加とし、時間外に及ぶカンファレンスには参加させない。

※フィードバックは実習時間内（17時まで）に終了できるように調整する。フィードバックの場所に関しては他のスタッフがいる場所で実施する。（環境に配慮）

※主担当教育者が休日の場合はスケジュールが変更になる場合もある。

②1週間のスケジュール

実習日：月～金（1日）

休日：土曜日、日曜日、祝日

※1単位（1週間）40-45時間の実習とする。（実習時間外の学修も含めて）

診療参加を促すうえでの要点

①臨床実習にて経験する症例選択についての留意点

【望ましい症例】

- (1) 患者・家族から、臨床実習生が関わることの承諾を得ることができる。
- (2) 臨床実習生が関わることについて、患者が好意的である。
- (3) 臨床実習生が関わることで、診療の質および効率化を図ることができる。
- (4) 臨床実習生が関わることで、患者にとって心理社会的な利益がある。

【望ましくない症例】

- (1) 患者および家族から、臨床実習生が関わることに拒否がある。
- (2) 臨床実習生が関わるには医学的リスクが高い（疾患リスク、感染症など）。
- (3) 臨床実習生が関わることで、患者の精神心理面に悪影響を及ぼす可能性がある。
- (4) 臨床実習生が患者や家族から、暴言や暴力など不利益を受ける可能性がある。
- (5) 患者の社会的背景を考慮し、臨床実習生が関わるべきでないと判断された場合。

②臨床実習生が、診療参加を行う際の留意点

【診療参加の場合】

- (1) 主担当教育者の診療を過度に妨げない程度の参加を促す。
- (2) 主担当教育者とともに診療参加を行なう経験症例は、運動器疾患および中枢神経疾患、呼吸器疾患など複数症例を経験させることが望ましいが、実習生が他施設で経験済みである場合は実習生の希望をある程度は尊重する。
- (3) 臨床実習生が独立で行なえる診療行為が増えたとしても、主担当教育者が付き添わずに単独で患者診療を行なうことは法律上、認められない。

【診療参加項目の選択】

- (1) 臨床実習生の能力に合わせて難易度を調整し、できるだけ成功体験を積むことができるように援助する。
- (2) どのような診療行為を経験させるのか、事前に臨床実習生と打ち合わせを行なつておく。
- (3) 過去に経験した診療項目を、前もって確認しておく。

【診療参加の実践】

- (1) 主担当教育者と臨床実習生はチームを組み、一緒に診療参加をおこなう。
- (2) 臨床実習生は単独で患者を担当しない。
- (3) 見学の際は患者（および家族）へ臨床実習生を紹介し、診療の共同参加の承諾を得る。見学に関しては承諾の書類は必要とせず、口頭での承諾とする。
- (4) 担当症例をもたず、担当教育者の治療に助手として加わり、より多くの症例を経験していただく。
- (5) 未経験項目は、見学・模倣・実施と段階を踏まえながら臨床参加させる。

見学：主担当教育者が解説しながら、臨床実習生は診療行為を見学すること

模倣：見学を数回行なった後、主担当教育者の監督、助言のもと、実際に診療行為を経験させる。

実施：模倣を繰り返した後、治療目的およびリスクを概ね説明でき診療行為を実施できる。（担当教育者の見守り）

- (6) 診療行為中あるいは直後に即時フィードバックをおこなうことで、臨床実習生の理解を深める。
- (7) 円滑に診療行為が行なえた際は、賞賛する。
- (8) 問題が生じそうな際は、具体的な助言を行い、適切な手技を指導する。
- (9) 患者、臨床実習生双方の不利益を伴うような失敗体験を減らす工夫をする。

【実習生が実施できる理学療法行為の範囲とその水準】

臨床参加型実習において実習生が実施可能な基本技術の水準を以下の通りとする。

水準Ⅰ：指導者の直接監視下で実習生により施させるべき項目

水準Ⅱ：指導者の補助として実施されるべき項目及び状態

水準Ⅲ：見学にとどめておくべき項目及び状態

※水準に関するバランスを考慮し実施する

- (1) 行為の難易度（検査や測定、治療）
- (2) 患者の全身状態（リスクが高い、バランスが不良など）
- (3) 学生の臨床能力
- (4) 指導者の教育力

理学療法士養成の臨床実習において、一定条件で許容される基本的理学療法行為の例示

水準Ⅰ 臨床実習指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの【実施レベル】 患者へ及ぼす影響が少ないと判断される項目	水準Ⅱ 指導者の指導・監視のもと、模倣を繰り返すことで、実施が許容されるもの 患者へ及ぼす影響が中等度と判断される項目	水準Ⅲ 原則として指導者の見学、または診療の補助ににとどめるもの 患者へ及ぼす影響が大きいと判断される項目
I. 評価		
・問診 ・バイタルのチェック ・片麻痺機能検査 (上田法等の随意運動テスト) ・腱反射検査 ・筋緊張検査 ・徒手筋力検査 ・感覚検査 ・疼痛検査(VRS、NRS、face scale等) ・形態測定 ・高次脳機能検査 ・心理・精神機能検査 ・脳神経テスト	・japan coma scale等の意識レベルに関わる検査 ・姿勢反射検査、バランス検査 ・バランス検査 ・呼吸機能(肺活量等)検査 ・姿勢・動作分析 ・ADL評価	
2. 情報収集		
・他部門からの情報聴取	・電子カルテ等、公文書からの情報収集	
3. 治療		
・物理療法 ・車いすの駆動練習	・マッサージ ・関節可動域維持・改善練習 ・筋力維持・増強練習 ・バランス練習 ・動作の介助(安全面の確保) 寝返り 起き上がり 立ち上がり(椅子・床) 移乗 歩行 ・切断者の断端管理 ・ポジショニング ・装具療法	・関節可動域維持・改善練習 (治療的な介入の場合) ・動作の誘導(治療的な介入の場合) 寝返り 起き上がり 立ち上がり(椅子・床) 移乗 歩行 応用歩行(屋外、階段昇降) ・運動指導 (自主トレーニング指導) ・家屋指導
4. その他		
・カルテ記載 (症状経過のみ学生のサインとともに書き入れ、主治医のサインを受ける)	・患者への病状説明	・家族への病状説明

長野県理学療法士会 臨床実習の理解と教育の手引きより抜粋

臨床実習の記録

臨床実習の記録は、基本的には各養成校で指定された様式を用いることとするが、記録方法および内容に関しては担当教育者によっては変更する場合がある。

【デイリーノート】

毎日の学習記録および内省（振り返り）するツール

【経験症例カルテ】

SOAP形式にて毎日の患者経過を記録するツール

【臨床実習経験表】

経験した理学療法技術を記録し、修得状況を把握するツール

※各養成校指定のチェックリストやノートがあれば、原則としてそれを用いる。

実習生の負担にならないよう担当教育者は調整する。（時間内に記載するなど）

臨床実習の評価

①臨床実習生の評価

- (1) 各養成校の書式に応じて評価する
- (2) 臨床実習終了時、総合評価における成績判定（優・良・可・不可）は原則、養成校がおこなう。

臨床教育者的心構え

臨床教育者は下記の心構えを意識し、臨床実習生の育成を図る。なお、この項目は臨床教育者評価表に準じている。

臨床教育者は・・・

- ①治療、評価技能をどのように行なうか、適宜デモンストレーションをおこなう。
- ②臨床実習生に対し、臨床教育者自身の振る舞いを観察する機会を与える。
- ③臨床実習生に対し、臨床教育者の推論を伝えながら診療行為の手本を見せる。
- ④臨床実習生がおこなう診療行為を常に観察し、その場でフィードバックをおこなう。

- ⑤臨床実習生の経験内容や臨床能力に合わせ、難易度を調整した指導をおこなう。
- ⑥臨床実習生が独力で行える診療行為は、任せるようとする（ただし、監視下にて）。
- ⑦臨床実習生自身の考えを引き出すような質問をおこなう。
- ⑧臨床実習生の理解を深めるような質問をおこなう。
- ⑨臨床実習生の内省（振り返り）を促し、良いところと改善点を伝える。
- ⑩臨床実習生が日々の目標を立てることができるよう、適宜助言する。
- ⑪臨床実習生が立てた目標を達成できるよう、励ましや援助する。
- ⑫臨床実習生を診療チームとして迎え入れ、双方が議論をしやすい雰囲気をつくる。
- ⑬臨床実習生の育成に関心を持つ。
- ⑭臨床実習生の意見を傾聴し、一方的に臨床教育者の意見を押し付けすぎないようにする。

臨床実習生の心構え

臨床実習生は下記の心構えを意識し、診療参加するように心がける。

臨床実習生は・・・

- ①常に疑問を持ちながら診療参加する。
- ②常に「自分の立場で患者に貢献できることは何か」を考えながら診療参加する。
- ③みずから患者と関わる機会を作り、患者の思いを傾聴し共感したコミュニケーションをおこなう。
- ④自分の疑問を解決し、臨床教育者の考えを知ることができるように、積極的な質問をおこなう。
- ⑤臨床教育者に質問を行なう際は、自分の考えや意見を述べるようにする。
- ⑥臨床教育者の診療補助ができるよう、積極的に助言を求め診療技術の修得を図る。
- ⑦毎日の行動目標は、達成可否がわかるよう具体的に立てる。
- ⑧社会人として礼儀および節度ある言動をおこなうとともに、決められた規則を守る。

ハラスメントの防止

① 臨床実習におけるハラスメント

臨床実習は、医療現場で知識や技術を学ぶ重要な機会である。しかし、ハラスメントが発生すると学習意欲の低下、精神的な負担やストレスによる健康被害を引き起こす。

実習中のハラスメントは指導者やスタッフ、実習生同士の間でも発生する可能性がある。実習生が安心して学べる環境を整えるために、ハラスメントについて理解し防止策を講じることが必要である。

臨床実習教育者は「行為の受け取り方には人それぞれに違いがある」ということを常に意識しなければならない。担当教育者は“評価者”ではなく、学生の成長を導く“教育者”であることを理解する。

②ハラスメントの種類

1) パワーハラスメント

職務上の地位や権限を背景に、適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える行為

例) 過度な叱責や侮辱、無視、雑務の強要、長時間拘束など

2) セクシャルハラスメント

性的な言動や行為により、相手に不快感や屈辱感を与える行為

例) 性的な話題、不適切な身体への接触、指導上の性差別など

3) アカデミックハラスメント

教育、研究の場において、指導的立場を利用して学生に不利益、不快感を与える行為

例) 指導の放棄、学習・研究の妨害、不適切な環境での指導など

③ハラスメントの判断基準の違い

ハラスメントの判断は、行為者の意図ではなく、受け手である学生がどう感じたかが重要である。そのため、指導者や職員は自身の言動が相手にどのように影響を与えるかを常に意識し、相手の立場に立ったコミュニケーションを心がけることが求められる。

④ハラスメント対策

1) 指導者、スタッフの知識・意識向上

- ・定期的な研修や講習会を通じて知識と意識を高める
- ・実習生との適切な距離感を保つ

2) 相談・支援体制の整備

- ・相談できる窓口の設置（養成校や当院学生係）

当院臨床実習を円滑におこなうための諸規定

下記内容を主担当臨床教育者、実習監督者が分担しておこなう。

①臨床実習開始前までの準備

- (1) 臨床実習生からの事前問い合わせ時に、集合場所・時間・持ち物・各種連絡事項などを実習監督者が説明する。
- (2) 主担当教育者は実習生の使用ロッカーを確認する。

②臨床実習初日の対応

- (1) リハビリテーションセンター前で待つ実習生にスタッフルームと使用ロッカーを案内する。
- (2) 朝礼にて実習生を紹介する。
- (3) 朝礼後に実習監督者とオリエンテーションを行う。
- (4) オリエンテーション終了後に主担当教育者との打ち合わせを行う。

【オリエンテーションの内容】

- (1) 長野赤十字病院、リハビリテーション科の概要
- (2) 臨床実習の概要（スケジュール、診療参加型実習についての説明など）
- (3) 臨床実習の諸規則および各種手続き（誓約書の記載、休憩・食事場所など）

③臨床実習期間中の交通手段および車両利用について

- (1) 臨床実習期間中の通勤については、公共交通機関および自転車のみ使用を許可する。四輪自動車および二輪車、原動機付自転車の使用は原則、許可しない。
- (2) 臨床実習期間中（通勤時間および休日も含む）、交通事故に遭った場合、臨床実習生は事故対応（警察、保険会社への連絡、受診等）したのち、速やかに養成校および臨床実習監督者に報告する。

④体調不良時の対応

- (1) 臨床実習生は体調不良を感じた際は、早期に主担当教育者へ報告する。
- (2) 臨床実習中に気分、体調不良を生じた際は、主担当教育者へ報告しリハビリスタッフルームにて待機および休息をとる。
- (3) 体調不良の症状に応じて主担当教育者の判断で早退させることもあり得る。その場合、主担当教育者は実習監督者へ報告する
- (4) 通勤前より体調不良があり、実習を休む場合は主担当教育者へ連絡する。主担当教育者が不在であれば他のリハビリテーション科スタッフへ連絡する。

【インフルエンザ・感染性胃腸炎などの流行期について】

- (1) 起床時の体温が 37.5°C 以上の場合、自宅待機とし臨床実習生は主担当教育者へ連絡する。
- (2) 実習監督者は主担当教育者に状況を確認し、当日の実習継続の可否および病院受診の必要性を協議する。

【臨床実習生がインフルエンザに罹患した場合】

- (1) 発熱後に臨床実習生が接触した患者を把握する。
- (2) 担当教育者は接触患者リストを作成し、理学療法科課長へ報告し院内感染対策委員へ報告する。
- (3) 臨床実習生は、インフルエンザに罹患したことを養成校に報告する。
- (4) 養成校の実習規則にて認められる欠勤日数を超過する場合、実習監督者または主担当教育者は速やかに養成校教員へ連絡をとり、臨床実習期間の変更について協議を行う。

【COVID19 について】

感染対策に関してマニュアルを作成し各養成校に配布。(当院感染対策委員会の資料を基に作成)

⑤医療事故への対応

- (1) 主担当教育者は臨床実習生を常に共に行動させることで、臨床実習生による医療事故を未然に防ぐ。
- (2) 臨床実習生が医療事故（人的・物的）に遭遇した（引き起こした）際は、速やかに主担当教育者へ速やかに報告する。
- (3) 主担当教育者は理学療法科課長へ事故状況を報告し対応について協議を行う。
- (4) 主担当教育者は養成校へ事故状況および協議内容を報告し、必要な対応（学生保険の使用等）を依頼する。

⑥臨床実習終了時の対応

- (1) 朝礼にて、臨床実習が終了することを報告する。
- (2) 臨床実習終了後、ロッカーなどに忘れ物がないか確認する。
- (3) 実習生の個人情報となる資料は実習生へ返却するか、実習生の同意が得られれば主担当教育者が責任を持って破棄する。
- (4) 臨床実習最終日に養成校へ提出する報告書一式を臨床実習生と一緒に確認し渡す。

様式1

病院実習生用

ウイルス抗体価検査報告書

長野赤十字病院長 殿

私は 年 月 日から 年 月 日の
貴院における研修または実習に参加するにあたり、ウイルス抗体価の検査結果とワクチン接種状況について報告します。

	抗体価検査日	検査法(該当に□)	検査結果	ワクチン接種年月日	接種回数
麻疹		<input type="checkbox"/> EIA法(IgG):16↑			回目
		<input type="checkbox"/> PA法:256↑			回目
		<input type="checkbox"/> 中和法:8↑			回目
風疹		<input type="checkbox"/> EIA法(IgG):8↑			回目
		<input type="checkbox"/> HI法:32↑			回目
					回目
水痘		<input type="checkbox"/> EIA法(IgG):4↑			回目
		<input type="checkbox"/> IAHA法:4↑			回目
		<input type="checkbox"/> 中和法:4↑			回目
流行性耳下腺炎		<input type="checkbox"/> EIA法(IgG):4.0↑			回目 回目
HBs抗体価		定量測定とする	mlU/ml		回目 回目 回目 回目 回目 回目

※測定法は上記以外は認めない。

陰性または判定基準を満たさない項目に関しては、以下より該当を選択し必要事項をご記入ください。

1:下記のワクチンを追加接種したことを証明します。

ワクチン名: _____

2:母子手帳等により「1歳以上で2回の予防接種の記録」が証明できるため、ワクチンの追加接種は不要であることを証明します。

3:ワクチン接種は不可能でした。(理由を別紙「予防ワクチン未接種理由書」に記載)

3に該当する場合は、実習等で入れない部署が出てくる可能性がありますので、ご了承ください。

年 月 日

検査結果およびワクチン接種等証明者:

印

※以下は当院使用のため記入しないで下さい

受入れ部署 責任者確認	感染管理者確認 (必要時のみ)

所 属:

連絡先:

氏 名:

病院情報システム利用と個人情報保護に関する誓約書

長野赤十字病院長 殿

長野赤十字病院リハビリテーション科部長 殿

私は臨床実習のオリエンテーションにおいて、以下の内容について指導療法士より十分な説明を受け、理解し同意しました。また、医の道に反する事がないよう誠心誠意努力することを誓います。なお、これに違反した場合には、学校規則による懲戒を受けます。また、規定、法律等への違反行為があった場合は、長野赤十字病院（以下「病院」）による処分や法的処罰の対象になることを承諾しました。

1. 「臨床実習指針」に則って実習を行います。実習の内容は、病院の診療上の必要性や現実的制約により、できる範囲に変更があることを承諾しました。
2. 私が実習生として行う医療行為は、単独の自己判断は決して行わず、必ず指導療法士の指導監督の下に行います。
3. 担当する患者様には、指導療法士の紹介の元、自ら臨床実習生であることを説明し、指導療法士とともに実習に対する同意を必ず得ます。
4. 基本的な療法の習得に当たっては、まず自らが被験者になることを心掛けます。

個人情報保護に反する行為や病院情報システムの不正利用はしません。また、上記の内容を十分に理解したうえで、病院での医療情報システム利用をします。

令和 年 月 日

学校名 _____

氏名 _____ 自署

様式3

臨床実習にご協力をお願いします

リハビリテーション科部長 宮津 優
説明者氏名 _____

長野赤十字病院は最善の医療を提供すると同時に、次代の医療人を育成する責務があります。この責務を達成するために、当院では医学生および看護・薬剤・臨床検査・臨床工学・理学療法・作業療法・言語聴覚療法の臨床実習を行っております。

何卒、臨床実習にご理解とご協力をお願いいたします。

1. 臨床実習について

臨床実習とは、学生が診療チームの一員として加わり、医療の実際を学んでいくものです。学生はこの実習を通して医療人としての態度・技能を学び、その能力は卒後の臨床に引き継がれ、より質の高い医療を社会に提供することにつながります。

2. 臨床実習生について

実習を行う学生は、養成校において基礎および臨床実技を十分習得し、臨床実習に適していると判断されています。

3. 実習中の医療行為について

学生が実施できる行為はあらかじめ限定されており、指導療法士の下で行われます。

4. 医療事故などへの補償について

臨床実習生の診療に関連して、あなたの健康やプライバシーに何らかの影響を与える事象が発生した場合は、当院病院長が真摯に責任をもって対応いたします。

5. 拒否または同意の撤回について

あなたは、実習そのものを拒否することができます。また、実習にご同意いただいた後でも、隨時撤回することができます。さらに、あなたの状況や実習内容に応じて、いつでも臨床実習生の参加をお断りいただけます。いずれの場合でも、診療上の不利を被ることはありません。

その他、ご不明な点は遠慮なくお申し出ください。指導療法士が適宜ご説明いたします。

同意書

長野赤十字病院長 殿

臨床実習について説明を受け、学生が私の診療に参加することに同意します。

令和 年 月 日

あなたのお名前 _____

※ もしくは 保護者/代理人のお名前 (継柄) _____ (継柄) _____)